

3 学校保健・学校給食

学校保健・学校給食の危機管理のポイントは未然防止にある。ここでは学校における未然防止について記載する。なお、危機発生時は、校内の危機管理マニュアルに基づき、①状況の把握とその対応、②処置・報告、③児童生徒・保護者への連絡等を行う。

(1) 感染症、食中毒

① 児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から連携して児童生徒の健康観察に努める。特に朝の健康観察や学校給食実施前の給食当番の健康観察は、感染症や食中毒を未然に防止する機会となるため、全教職員がその意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施する。

② 情報収集・緊急対応時の体制の整備

ア) 日頃から、学校等欠席者・感染症情報システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努めるとともに、児童生徒への感染症や食中毒の予防などの保健教育の充実を図る。

イ) 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患や食中毒にかかったと判明した場合には、早急に学校へ連絡することを徹底する。

(2) 食物アレルギー

○食物アレルギーの発症が想定される場合

学校給食、食にかかわる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事等

食物摂取後の運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

① 児童生徒の実態把握

ア) 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとり、児童生徒の食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について把握する。

イ) 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、アレルギー対応委員会等の組織を校内に設置・開催し、個別の取組プランを作成する。

ウ) 児童生徒のアレルギーの状態について、常に最新の情報を得ることができるよう保護者との連携を密にする。

② 学校における管理

ア) アレルギー対応委員会等で、児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、食物アレルギー発症時の対応について教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）

イ) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。

ウ) 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペン®の使用方法、応急手当について知識や技術などを習得しておく。

エ) 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

オ) エピペン®を処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域

の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

(3) 学校給食への異物（危険な異物）混入

○危険な異物

金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合

① 学校等における危機管理体制の確立

ア) 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。

※教室で危険な異物発見時の初期対応

- i) 速やかに給食の喫食を中止し、児童生徒の健康被害の確認、現状保存する。
- ii) 管理職へ報告し、他の学級の給食への異物の有無の確認と喫食の中止を指示し、児童生徒の健康被害の確認をする。
- iii) 管理職は、教育委員会、共同調理場に第1報を入れるとともに、学校全体の状況を取りまとめる。

イ) 配膳室等保管場所は施錠ができる構造とし、衛生面について十分に配慮するとともに、配膳室から配食までの管理を徹底する。

② 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、ア) 配送前、イ) 配送後調理場での検食時、ウ) 各学校での検食時、エ) 各学級での配食時、オ) 喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

③ 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

(4) 热中症

① 暑さ指數計（WBGT計）の指數に基づき、適切な処置を講ずる。

暑さ指數（WBGT）による基準域	注目すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
危険 31以上		高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満	全ての生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 （激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒 （積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 （積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」

- ② からだが暑さに慣れていない時期に発生しやすいため、個人差には十分注意し、不調があれば休ませるようにする。児童生徒には体調不良の場合にはすぐに申し出るよう指導する。
- ③ WBGT 計を昇降口などに設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、対策マニュアルを配布したりするなどして、児童生徒の意識や関心を高める。
- ④ 行事等は、計画にはとらわれず状況に応じて柔軟に計画の修正を行う。暑さ指数が 31 以上の中で活動しなければならない特別な場合の判断は、管理職を中心に学校全体で行う。
- ⑤ プールの中では、いつの間にか発汗により脱水症状を起こし、熱中症の原因となることもある。外気温に加え水温が高温の場合は発症の危険性が高くなるため、中止など適切な措置をとる。
- ⑥ 热中症警戒情報（热中症警戒アラート）・热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）を活用する。

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
発表基準	府県予報区等内のいづれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が 33 (予測値、小数点以下四捨五入) に達すると予想される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 (予測値、小数点以下四捨五入) に達すると予想される場合
発表時間	前日午後 5 時頃 及び 当日午前 5 時頃	前日午後 2 時頃 (前日午前 10 時頃の予測値で判断)

参考：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）